

# 胆振管内窓口一覧など（都市計画法・宅造規制法）

平成30年4月

市町名	室蘭市	苫小牧市	登別市	伊達市		豊浦町	壮瞥町	白老町	厚真町	洞爺湖町		安平町		むかわ町		
				旧伊達市	旧大滝村					旧虻田町	旧洞爺村	旧早来町	旧追分町	旧鶴川町	旧穂別町	
都市計画法	権限*1	S45~	S48~	H14~	H18~		—	—	H14~	H30~	—		—		—	
	都市計画区域	都計 (室蘭圏)	都計 (苫小牧圏)	都計 (室蘭圏)	都計 (室蘭圏)	—	—	都計 (虻田)	都計 (苫小牧圏)	都計 (苫小牧圏)	都計 (虻田)	準都計	都計 (苫小牧圏)	—	(鶴川) *2	—
	区域区分	線引	線引	線引	線引	—	—	非線引	線引	線引	非線引		線引	—	非線引	—
宅造法	権限*2	S45~	S48~	H14~	—	—	—	—	H14~	—	—	—	—	—	—	—
	規制区域指定	有	有	有	—	—	—	—	有	有	—	有	有	—	—	—

\*1：「権限」欄の年数以降：市町に権限移譲済み \*2：鶴川 H10市街化調整区域廃止（苫小牧圏→鶴川）

## 【都市計画法上の許可を要する開発行為】

区域		許可が必要な開発行為の規模	
都市計画区域	線引き区域	市街化区域	1,000㎡以上
		市街化調整区域	原則としてすべての開発行為
	非線引き区域	3,000㎡以上	
都市計画区域外	準都市計画区域	3,000㎡以上	
	上記以外	1ha以上	

※物件規模等により審査機関(及び問合せ先)が異なりますので、ご注意ください。

## 【許可申請等の提出先・審査機関について】

提出先	各建設地の市町役場
権限移譲市町	すべての開発行為（開発審査会の議を経るもの以外）
振興局長	権限移譲市町以外のお開発行為（50ha未満）（開発審査会の議を経るもの以外）
北海道知事	権限移譲市町以外のお開発行為（50ha以上）+開発審査会の議を経るもの

※物件規模等により審査機関(及び問合せ先)が異なりますので、事前にご確認下さい。

## 【宅造規制法上の許可を要する宅地造成工事】\*宅地造成工事規制区域内のみ

1. 切り土した部分に高さが2メートルをこえる「がけ」ができるもの。
2. 盛り土した部分に高さが1メートルをこえる「がけ」ができるもの。
3. 切り土と盛り土を同時にする場合で、盛り土した部分に高さが1メートル以下の「がけ」を生じ、かつ、切り土と盛り土をした部分に高さが2メートルをこえる「がけ」ができるもの。
4. 上記以外で、切り土・盛り土をする土地(部分)の面積が500㎡をこえるもの。

※「がけ」とは、地表面(傾斜部分)が水平面に対し30度をこえる角度をなす土地。

※都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を受けて行われる宅地造成工事については、宅造法上の許可申請は不要です。